

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、グループ従業員、取引先、視聴者など各ステークホルダーを重視し、長期安定的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、さまざまな施策を着実に推進することによりその維持・向上に努めております。

当社は、2010年10月1日に株式会社テレビ東京、株式会社BSジャパン、テレビ東京ブロードバンド株式会社(現株式会社テレビ東京コミュニケーションズ)の3社による共同株式移転により、3社を事業子会社とする認定放送持株会社として発足しました。

「映像・放送」を核として、当社と関係会社で構成されるテレビ東京グループの持つ、地上波放送、BS放送、CS放送、インターネット・モバイルなどのあらゆるメディアを通じて、一つのコンテンツが持つ価値の最大化を目指してまいります。

当社は、認定放送持株会社として、中核事業である放送の公共性・社会的責務の重要性を深く認識し、テレビ東京グループにおける番組の制作および放送に際して、放送法・電波法などの諸法令ならびに日本民間放送連盟の基準・指針を順守するよう管理・監督します。

グループ各社は、放送番組編成基準などの規程を設け、視聴者や、放送法で定められた放送番組審議会からの意見を積極的に取り入れて、良質な番組を制作・放送するように日々努めます。

当社は監査役制度を採用しており、独立制の高い社外取締役を含む取締役会による監督、監査役会および監査役による監査役監査、会計監査人による会計監査、内部監査を軸に、経営監視体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本経済新聞社	9,052,710	31.46
株式会社みずほ銀行	1,006,300	3.50
三井物産株式会社	1,002,050	3.48
日本生命保険相互会社	680,150	2.36
株式会社東京計画	660,000	2.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	595,500	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	590,500	2.05
テレビ東京ホールディングス社員持株会	533,945	1.86
JP MORGAN CHASE BANK 380634	530,000	1.84
株式会社毎日放送	518,050	1.80

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は日本経済新聞社グループにおける放送メディア部門の中核企業として位置づけられています。日本経済新聞社と、当社の事業子会社であるテレビ東京及びBSジャパンは経済報道を中心とする番組制作において一定の協力関係にあり、番組企画開発、取材活動などにおいて相互にメリットがあります。

同社は当社の筆頭株主かつ主要株主ですが、互いに独立したメディアであり、上記の協力関係については基本契約が締結されておりますが、当該契約が更新されない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社役員には、同社との兼務者が2名おりますが、当社グループの事業運営に関しては独自の意思決定を行っており、独立性は十分に確保されております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
喜多 恒雄	他の会社の出身者							○				
大橋 洋治	他の会社の出身者											
岩沙 弘道	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
喜多 恒雄		喜多恒雄氏は株式会社日本経済新聞社の代表取締役会長であり、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。	＜社外役員として選任する理由＞ 喜多恒雄氏は株式会社日本経済新聞社の代表取締役会長であります。 報道メディアに関する高い専門知識と経験を有しており、業務執行の監督、チェック機能を果たしていただけると判断しました。
大橋 洋治	○	――	＜社外役員として選任する理由＞ 大橋洋治氏はANAホールディングス株式会社の相談役であります。 会社経営に関する豊富な経験、高い識見を有しており、当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただけると判断しました。 ＜独立役員として指定した理由＞ 独立役員の制度趣旨が「一般株主との利益相反が生じるおそれのない社外役員」であることを鑑み、大橋洋治氏が当社と同じ報道メディアの出身ではなく、会社経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、取締役会で議決権を有

			する社外取締役であることが、独立役員としてふさわしいと判断しました。
岩沙 弘道	○	——	＜社外役員として選任する理由＞ 岩沙弘道氏は三井不動産株式会社の代表取締役会長、会長執行役員であります。 会社経営に関する豊富な経験、高い識見を有しており、当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただけると判断しました。 ＜独立役員として指定した理由＞ 独立役員の制度趣旨が「一般株主との利益相反が生じるおそれのない社外役員」であることを鑑み、岩沙弘道氏が当社と同じ報道メディアの出身ではなく、会社経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、取締役会で議決権を有する社外取締役であることが、独立役員としてふさわしいと判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役が会計監査人から監査計画案、会計監査報告、関係会社監査の結果報告などを適宜受け、監査役会への報告を行います。内部監査部門長は、常勤監査役に対して監査計画や監査結果の報告を行います。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青池 紀夫	他の会社の出身者									○				
松尾 邦弘	他の会社の出身者													
加賀見 俊夫	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----	--------------	-------

	役員	
青池 紀夫	青池紀夫氏は株式会社日本経済新聞社の経理担当付であり、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。	＜社外役員として選任する理由＞ 青池紀夫氏は株式会社日本経済新聞社の関連会社社長を歴任するなど、報道メディアに関する高い専門知識と経験を有しており、業務執行の監督、チェック機能を果たしていただけると判断しました。
松尾 邦弘	――	＜社外役員として選任する理由＞ 松尾邦弘氏は元最高検察庁検事総長であり、現在は弁護士であります。法曹界での豊富な経験を活かして、当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただけると判断しました。
加賀見 俊夫	――	＜社外役員として選任する理由＞ 加賀見俊夫氏は株式会社オリエンタルランドの代表取締役会長(兼)CEOであります。会社経営に関する豊富な経験、高い識見を有しており、当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただけると判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の一部を役員持株会へ抛出する「株価連動型報酬」を導入し、業績と株価を通じた経営責任の明確化を図っております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額は、取締役につき、総額500百万円以内とし、監査役につき、総額60百万円以内とすることを株主総会で決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 取締役の報酬
常勤取締役の報酬は、原則として「月額報酬」および「株式取得報酬」の2つで構成します。常勤取締役の各人別の月額報酬額は、各取締役の役位、在任期間、担当職務、職務執行能力および過年度における業績への寄与度等に基づいて、取締役会が支給額を決定します。また、株式取得報酬として、原則として各取締役の月額報酬の1.5か月分を支給します。
非常勤の取締役の報酬は、原則として「月額報酬」のみとし、その取締役の社会的地位および会社への貢献度等を考慮のうえ決定します。
(注) 株式取得報酬は、株価上昇による長期的なインセンティブを目指し、原則としてその全額を役員持株会に月々抛出のうえ、当社株式を継続的に取得することを目的とした報酬です。月割したうえで月額報酬にあわせて支給します。

(2) 監査役の報酬
監査役の報酬は、原則として「月額報酬」のみとします。
監査役の各人別の報酬は、常勤・非常勤の別および在任期間ならびに担当職務に基づいて、監査役の協議により支給額を決定します。非常勤の監査役については、その監査役の社会的地位および会社への貢献度等を考慮するものとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役のサポートは取締役会の事務局である経営企画局が行っております。重要な経営課題については資料の配布や説明を行うなどして適宜、情報を伝達しております。また、常勤取締役・常勤監査役等をメンバーとした経営会議の意思決定についても、必要に応じて情報を伝達しております。

社外監査役のサポート体制は「監査役会事務局」を設置しております。また、常勤監査役が聴取した監査情報を定期的に監査役会に報告するとともに、代表取締役との経営課題に関する意見交換会を開催しております。

やむを得ず、取締役会や監査役会に欠席した場合は、各事務局が遅滞なく結果報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

＜取締役・取締役会・社外取締役＞

当社の取締役体制は、社内取締役10名(男性9名、女性1名)、社外取締役3名(男性3名、うち独立役員に指定した者2名)であり、社内取締役のうち株式会社テレビ東京との兼務者が7名、株式会社BSジャパンとの兼務者が1名です。取締役会は、法令に定める重要案件等の合理的な意思決定を行うとともに、定期的に業務執行状況の進捗管理・監督を行っております。

取締役の選任にあたっては、取締役会が定めた選任基準に基づき、その適性を見極めております。

当社が社外取締役にに対して期待するのは、「報道メディアに関する高い専門知識と経験」および「会社経営に関する豊富な経験と高い識見」であり、基準にふさわしい人材を選任しております。

＜監査役・監査役会の機能強化に係る取組み＞

当社の監査役体制は、4名(男性4名)のうち3名が社外監査役であります。

監査役会は、監査計画に基づく監査の実施状況や各監査役からの経営情報を共有化するなど、監査役間のコミュニケーションの向上により監査の充実を図っております。

また、監査役会は、代表取締役と意見交換会を開催し経営課題に関し協議を行っており、常勤監査役は経営会議などの重要な会議に出席するとともに、会計監査人から監査計画、会計監査報告、関係会社監査の結果報告などを適宜受け、内部監査担当部署からも監査計画や監査結果の報告を受けるなど連携を密にして監査の効率化と機能の向上を図っております。監査の実効性を確保するため、取締役および従業員から監査役に報告すべき事項を適時、適切に報告し、また、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について適時に監査役が報告を受ける体制を整備しております。

監査役の選任にあたっては、監査役会および取締役会が定めた基準に基づき、その適性を見極めております。

当社が社外監査役にに対して期待するのは、「報道メディア等に関する高い専門知識と経験」および「会社経営に関する豊富な経験と高い識見」から、独立かつ中立の立場において、客観的に監査意見を表明してもらうことであり、基準にふさわしい人材を選任しております。

なお、監査役の監査業務をサポートするため、「監査役会事務局」を設置しております。

＜会計監査＞

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

＜責任限定契約＞

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定め額まで限定する契約を締結しております。

＜重要な書類の保存状況＞

重要な会議の議事録、稟議書等重要な書類については、法令および社内規則により保存期間等を定め、適宜閲覧できるよう管理し、取締役の職務の執行に係る情報として保存・管理しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立制の高い社外取締役を含む取締役会による監督、監査役会および監査役による監査役監査、会計監査人による会計監査、内部監査を基軸に、経営監視体制を構築しており、グループの中核事業である公共性の高い放送事業の使命に応えるには、監査役制度が当社に求められる企業統治形態として適切であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	採用する予定です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRなどの情報開示に関して「テレビ東京ホールディングス 情報開示の考え方」を作成し、ホームページ上で公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を定期的（半期に1回、毎年11月、5月）に開催します。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの説明会を原則毎年1回実施する予定です。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内で決算短信、プレスリリース資料、報告書等のIR資料を掲載し、決算説明会の模様を動画で公開します。	
IRIに関する部署（担当者）の設置	広報局広報・IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「テレビ東京グループ行動規範」において「国民への奉仕」、「取引先などとの信頼関係の保持」、「公正な競争」、「社会的責任」などを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	番組・事業等を通じた良質な情報発信、メディアの特性を生かした社会貢献、地球にやさしい環境対策の3分野を柱に、従来の事業活動に環境と社会への配慮を組み込むことで、「持続可能な社会づくり」に貢献することをCSR活動の方針としています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、一方的な情報開示に止まらず、テレビ東京グループとステークホルダーとのコミュニケーションを深めることをIR活動の目的に掲げます。当社の事業活動の状況や重要な業務執行・意思決定事項を適時、的確・公正に情報開示し、株主・投資家との信頼関係を構築するため、「情報開示の考え方」を策定、代表取締役社長を委員長とする「IR委員会」を設置し運営しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムは、業務執行上想定されるリスクの発生を未然に防止するとともに、リスク発生時に適切な対応を図るために、不可欠な体制であると認識しています。

当社グループは、放送事業を中核事業としており、公共性・社会的責務の重要性を深く認識し、上場会社として相応しい内部統制システムの構築を目指し、内部統制システムに関する基本方針を以下の通りとします。

＜内部統制システムに関する基本方針＞

1. 企業活動の健全性を確保する。

- (1) 当社グループは、放送事業を中核事業としており、公共性・社会的責務の重要性を深く認識し、企業倫理をはじめ諸法令、当社が定める諸基準・指針等を順守し、健全かつ適切な企業活動が行われるよう体制を強化する。
- (2) コンプライアンスの基準となる「テレビ東京グループ行動規範」の順守を当社グループ全ての役員・従業員に徹底する。
- (3) 法務統括局が中心となり、グループ全体のコンプライアンスに関する諸施策を推進する。
- (4) コンプライアンス推進の実効性を高めるために、定期的にグループ役員・従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施する。
- (5) 当社グループの全従業員や取引先等が法令や行動規範の違反、あるいは違反するおそれのある行為等について通報・相談できる内部通報窓口を当社および外部に置き、グループ全体の企業活動の健全を確保する。

2. リスク管理体制を整備・推進する。

- (1) リスク管理は、「リスク管理委員会」が中心となり、「リスク管理規程」に基づき、グループ全体として行う。
- (2) 「リスク管理委員会」は、グループ各社にリスク管理責任者を置き、グループ全体のリスクを把握し、その影響を最小化するための対策構築を指示し進捗を管理する。
- (3) 万一損失の危険が発生した場合でも、速やかに緊急対策や回復措置が実行され、損失の極小化や再発防止が図れるよう体制を強化する。

3. 業務の効率化を図る。

- (1) 常勤取締役・常勤監査役を基本メンバーとした「経営会議」を原則隔週1回開催し、テレビ東京グループの経営戦略および重要な業務執行を合理的かつスピーディに審議決定する。
- (2) 取締役会は社外取締役・社外監査役が出席し、グループ全体の重要事項の合理的な意思決定を行うとともに、グループ会社の業務執行の監督を行う。
- (3) 経営の監督と業務執行の役割を明確化し、当社の取締役は経営判断・戦略策定と業務執行の監督に極力専念し、経営目標の実現を図る。
- (4) 社内規程に基づく、職務分掌、職務権限および決裁ルールにより、適正かつ効率的に業務を行う。

4. 内部監査を実施する。

- ・当社に内部監査担当部署を置き、当社およびグループ会社の業務の遂行やコンプライアンス体制、リスク管理および内部統制システム等の整備・運営状況を監査する。

5. 重要な情報を保存し管理する。

- ・重要な会議の議事録、稟議書等重要な情報・書類については、法令および社内規則により保存期間等を定め保存し、適宜閲覧できるよう適切に管理する。

6. グループガバナンスを強化する。

- (1) グループ会社に対しては経営の自主自立を尊重しつつ、重要事項については、「経営管理契約」および「テレビ東京グループ会社管理規程」等により、当社取締役会や経営会議に事前承認または報告を求めるなどグループ全体のガバナンス構築に努め、当社グループの総合的な事業の発展を図る。
- (2) グループ会社社長が出席する「グループ社長会」や「グループ連絡会」を定期的に開催し、グループとしての経営方針の徹底や経営情報の共有化を図る。
- (3) グループ会社には、取締役・監査役を派遣しグループ全体のガバナンス向上に努める。

7. 監査役監査の向上を図る。

(1) 監査体制の強化

1. 監査役監査を補助するため「監査役会事務局」を置く。
2. 監査役会事務局員の取締役からの独立性を確保するため、当該事務局員の人事、懲戒等については、監査役会と事前協議を行う。

(2) 監査の実効性向上

1. 取締役および従業員は、監査の実効性を確保するため、取締役会および監査役会で定められた監査役に報告すべき当社およびグループ会社に関する事項を適時、適切に報告する。また、当社およびグループ会社を経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が発生した場合、適時、適切に監査役に報告する。なお、当社およびグループ会社は取締役および従業員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いを行わない。
2. 監査役会は原則として毎月開催し、併せて代表取締役と定期的に経営課題に関する意見交換会を開催する。
3. 常勤監査役は重要な会議に出席するとともに、内部監査担当部署や会計監査人から監査計画、監査の結果報告などを適宜聴取し、監査の実効性の向上と効率化を図る。
4. グループ会社の監査役が出席する「グループ監査役連絡会」を定期的に開催し、グループ情報の共有化を図る。
5. 取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を措置する。

8. 財務報告の適正を確保する。

- ・金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムをグループとして整備し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、「テレビ東京グループ行動規範」において反社会的勢力排除に向けた行動基準を次の通り定めております。

◆反社会的勢力との対決

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的な団体・個人に対しては、毅然とした態度で臨み、名目に関わらずいかなる利益供与もしない。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

反社会的勢力の排除を含めたコンプライアンス等については、法務統括局が統括管理しております。また、総務人事局が反社会的勢力排除に関する対応部署となり、総務人事局長を不当要求防止の対応責任者としております。外部の専門機関との連携状況に関しては、反社会的勢力からの不当要求に備え、最寄の警察署、特殊暴力防止対策協議会、弁護士等からの情報提供や助言・助力を受けるなど日頃から緊密な連携関係を構築しております。グループ内における従業員等の安全確保については、総務人事局が日々警備会社と連携をとりながら万全の体制を構築して

おります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜コーポレート・ガバナンス体制図＞

当社のコーポレート・ガバナンス体制図は添付の通りです。

＜適時開示体制＞

当社は、適時開示体制の実務指針等について定めた「テレビ東京ホールディングス 情報開示の考え方」を作成し、ホームページ上で公開しています。

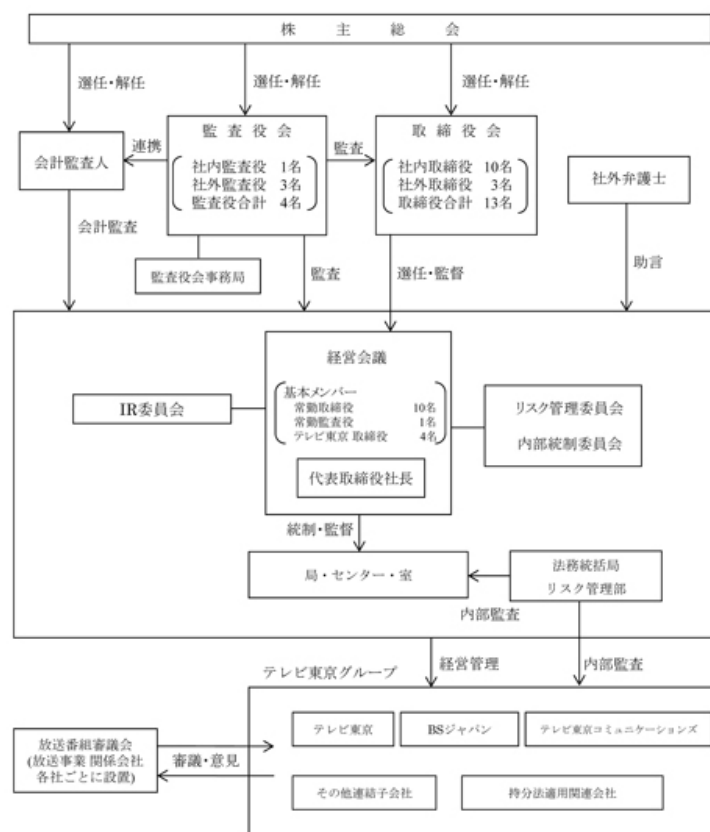
<http://www.txhd.co.jp/ir/management/policy/>

適時開示体制図は添付の通りです。

2015年6月19日

コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）

当社のコーポレート・ガバナンス体制については、ホームページ上でも公開しています。
<http://www.txhd.co.jp/corporate/governance/>



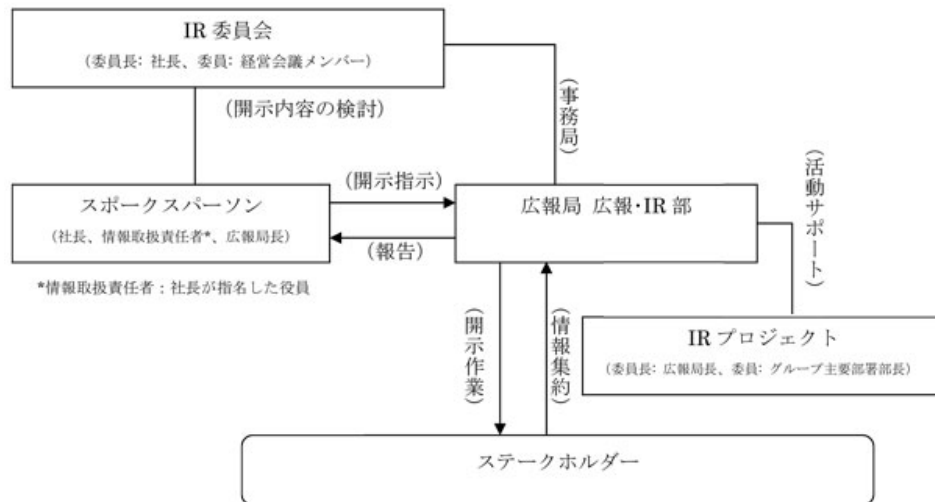
2014 年 6 月 20 日

適時開示体制の概要（模式図）

当社は「テレビ東京ホールディングス 情報開示の考え方」を作成し、重要な会社情報の適時適切な開示を実施するための実務指針等を定め、ホームページ上で公開しています。

<http://www.txhd.co.jp/ir/management/policy/>

このうち適時開示体制の概要は以下の図のとおりとなります。



以上